

○福島県社会保険労務士政治連盟 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、福島県社会保険労務士政治連盟（略称「福島県社労士政連」）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を福島市に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、社会保険労務士の社会的経済的地位の向上を図り、社会保険労務士制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、福島県社会保険労務士会並びに全国社会保険労務士政治連盟（以下「社労士政連」という。）と連携して次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会保険労務士制度の充実発展を期するための政治活動
- (2) 労働及び社会保険諸制度の発展を期するための政治活動
- (3) 社労士政連へ加入し、本連盟の目的達成のための政治活動
- (4) 広報活動及び機関紙の発行
- (5) 関係団体との連絡協調
- (6) 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第5条 福島県社会保険労務士会に入会している社会保険労務士（以下「会員社会保険労務士」という。）は、本連盟の会員となる資格を有する。

2 本連盟の目的に賛同する者（会員社会保険労務士を除く。）は、賛助会員となることができる。

(入会)

第6条 本連盟の会員及び賛助会員は、所定の入会申込書を本連盟に提出しなければならない。

2 本連盟に入会申込書を提出した者は、その提出の日から、本連盟の会員又は賛助会員となる。

(退会)

第6条の2 所属する社会保険労務士会を退会した社会保険労務士は、その退会と同時に本連盟の会員の資格を失う。

2 会員又は賛助会員は、所定の退会届を本連盟に提出して本連盟を退会することができる。

3 前項の規定による退会の効力は、所定の退会届を提出した日の翌日から生ずる。

第2章 役員

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人以内
- (3) 幹事長 1人
- (4) 幹事 20人以内（会長、副会長、幹事長を含む）

(5) 会計監査 3人以内

(役員を選任)

第8条 幹事及び会計監査は、会員の中から大会で選任する。

- 2 会長、副会長は、幹事が互選する。
- 3 幹事長は、幹事の中から会長が指名する。

(役員職務)

第9条 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは会長の職務を行う。
- 3 幹事長は、会長の命を受けて常務を執行する。
- 4 幹事は幹事会を組織し会務の執行を決定する。
- 5 会計監査は、本連盟の経理及び事業の執行状況を監査し大会に報告するほか、会議に出席してその職務に関し意見を述べるができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、選任された大会終了のときに始まり、就任後第2回目の定期大会終了までとする。ただし、補欠によって選任された者は前任者の残任期間までとする。なお、再任は妨げない。

- 2 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員任期の特例)

第11条 前条の規定にかかわらず、役員が次の各号に該当することとなったときは、当該役員任期は終了するものとする。

- (1) 役員が会員の資格を失ったとき
- (2) 大会において解任の決議があったとき

(顧問)

第12条 本連盟に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は幹事会の議を経て会長が委嘱する
- 3 顧問は、本連盟の重要事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるができる。

第3章 会議

(会議の種別)

第13条 本連盟の会議は、大会、幹事会とする。

(大会の開催)

第14条 大会は、定期大会及び臨時大会とする。

- 2 定期大会は毎年6月までに開催する。
- 3 会長が必要と認めたとき、または会員総数の3分の1以上から大会開催の要求があったときは、会長は、1月以内に臨時大会を招集しなければならない。

(大会の構成)

第15条 大会は本連盟の最高機関とし、会員をもって構成する。

(大会の議事)

第16条 大会の議長及び副議長は、その都度、その大会に出席した会員の中から選任する。

- 2 大会は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、委任状に

よる出席を認めるものとする。

3 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(大会の議決事項)

第17条 大会は次に掲げる次項を決定する。

- (1) 幹事及び会計監査の選任
- (2) 運動方針の採択
- (3) 規約の改正
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) 会費等の額の決定に関する事項
- (6) その他、会務に関する重要事項

(大会の運営)

第18条 大会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(幹事会)

第19条 会長は幹事会を招集し、会議の議長となる。

- 2 幹事会は会長、副会長、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長は、緊急を要する事項について、幹事会の書面による賛否を求めることができる。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 大会において決定した事項の執行に関すること
 - (2) 大会に付議すべき事項に関すること
 - (3) 規約の執行に必要な細則などの制定及び改廃に関すること
 - (4) 各種委員会の設置に関すること
 - (5) 国会議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の各選挙に際し、その候補者の推薦に関すること
 - (6) その他、大会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関すること

第4章 事業及び会計

(事業年度及び会計年度)

第20条 本連盟の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(資金)

第21条 本連盟の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって支弁する。

- 2 会員及び賛助会員は、毎年所定の期限までに、別に定める額の会費及び賛助会費を本連盟に納付しなければならない。
- 3 他の都道府県社会保険労務士政治連盟に所属する会員が事務所又は勤務する事業所若しくは住所の移転により本連盟に入会する場合の会費は、4月1日現在に所属する都道府県社会保険労務士政治連盟に年額会費を全額納入するものとし、移行入会後の都道府県社会保険労務士政治連盟はその年度の会費は一切請求しない。ただし、年度の途中で新規に本連盟に入会した会員の入会した日の属する年度分の会費については、別に定める月額会費の額をその年度末までの月数を乗じた額の金額を納入するものとする。

(運動方針及び事業報告並びに予算及び決算)

第22条 毎事業年度の運動方針及び事業報告並びに予算及び決算は、大会の議決及び承認を得なければならない。

(予算決定前の支出)

第23条 会長は、予算が大会の議決を得るまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費の金額に限り支出することができる。

第5章 事務局

(事務局)

第24条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

第6章 補 則

(規約の変更)

第25条 この規約の改廃は、大会の議を経て行うものとする。

(細則等の制定)

第26条 この規約の施行について必要な事項は、細則等で定めることができる。

2 細則等の制定及び改廃は、幹事会の議を経て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、設立の日（昭和55年10月16日）から施行する。

(選任等の特例)

2 本連盟設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず設立大会で選任し、その任期は、次の定期大会終了時までとする。

(事業年度等の特例)

3 本連盟設立初年度の事業年度及び会計年度は、第20条の規定にかかわらず設立の日から、昭和56年3月31日までとする。

附 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正規約は、本連盟の平成11年度定期大会の開催日の翌日から施行する。

(平成11年6月3日)

(現会員及び賛助会員の入会申込み手続きの省略)

2 改正後の第6条の規定にかかわらず、本連盟の平成11年度定期大会の日において本連盟の会員又は賛助会員であった者は、所定の入会申込書を提出することなく、この改正規約の施行の日以後も本連盟の会員又は賛助会員となる。

附 則

この規約は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年6月10日定期大会において改正)

○福島県社会保険労務士政治連盟 会費規程

(会 費)

第1条 会員の会費は年額6,000円とし、毎会計年度4月30日まで納入するものとする。

2 新たに入会したときは月額500円にその年度末までの月数を乗じた額の金額を入会するとき納入するものとする。

3 他の都道府県社会保険労務士政治連盟からの移行による入会の場合は会費を請求しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、設立の日（昭和55年10月16日）から施行する。

(会費の特例)

2 第1条の規程にかかわらず、昭和55年度会費については1,000円とし、11月20日までに納入するものとする。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年6月10日定期大会において改正)

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。(平成29年6月2日定期大会において改正)